

# 令和6年度 三加和中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こし得ることを十分に認識しておかなければならない。

これまでも、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。しかしながら、本町においても毎年いじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったケースもある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

和水町立三加和中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）及び熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24日改訂版）、和水町いじめ防止基本方針（令和3年1月13日改訂版）を踏まえ、学校が家庭、地域その他の関係機関または団体との連携のもと、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### （1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを目指して行わなければならない。

そのためには、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることをすべての生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行わなければならない。

これに加えて、いじめ防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域、家庭その他の関係機関が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### （2）いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生する

ものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否か判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こり得るものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状態等の客観的な確認を排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級または部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

さらに、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪して教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉は使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり盗まれたり、壊されたり捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応をとることが必要である。

### (3) いじめの理解

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力行為を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等における所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

## 2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、子供をきめ細かく見守る体制を整備し、教職員の対応能力を向上させ、対応時間を確保して十分な対応を図りつつ、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここでいう「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止の働きかけが必要である。

したがって、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって取り組む必要がある。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国に繋がる生徒等）がある

生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめ防止等に対応することが求められる。

このため、学校教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する力を養成することが求められる。

さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・解決を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。さらに、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒がいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

## (3) いじめへの対処

学校は、いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて家庭や教育委員会に連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設け、学校運営協議会制度等を活用し、または「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供するなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施にあたっては必要に応じて医療機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外にも相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも必要である。

### 4 いじめ防止等対策委員会の設置

#### (1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は「三加和中学校いじめ防止等対策委員会」とする。

#### (2) 機能

- ・「三加和中学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校等の対応に活用する。
- ・学校で把握したいじめに対して組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携して対応する。

#### (3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・学校の管理職や情報集約担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に応じて関係教職員などを参加させる。
- ・心理や福祉の専門的知識を有するものを構成員とする。さらに、そうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実効的な方策について検討する。

構 成 員	校 内	校長、教頭、教務主任、学年主任、 生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任、 特別支援教育コーディネーター、養護教諭
	外部専門家等	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 学校運営協議会委員、学校支援アドバイザー、 子ども相談員、PTA役員

## 5 学校における取組

本校の基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携したうえで、学校の実情に応じた対策を推進する。これらを実施するにあたっては、各々の教職員が自身の経験を通して身につけてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば被害側生徒が我慢すべき」、「被害生徒にもいじめられる原因がある」といった個人によって異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもっていじめの防止等に対応することが重要である。

### (1) いじめ防止のための取組

#### ① いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で、教職員に本校のいじめ防止基本方針について周知する。

イ 「いじめ根絶強化月間」や「人権週間」等で、全校生徒に対していじめに関する講話等を行う。

ウ PTA総会や学年学級懇談会等で、保護者に対していじめに関する講話等を適宜行う。

エ 年間を通じて、生徒がいじめの問題について考え、学ぶ時間を設定する。

#### ② いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 生徒会活動を通して、生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

イ いじめ防止等に向けて、教職員及び生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。

ウ すべての教育活動を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。

エ 学級活動における実践によって望ましい人間関係を形成し、集団の一員として様々な問題を解決しようとする態度を育てる。

オ 朝の会や生徒集会等で「三加和中人権宣言」を唱和する。

カ 様々な体験活動や読書活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を養う。

キ 部活動を通して、異学年間の人間関係を深め、継続する力、感謝する心、協力する心を育む。

#### ③ いじめが起きにくい集団の育成

ア 学校行事等を通して、互いに協力してやり遂げたときの達成感や感動を共有させ、よりよい人間関係や社会性を育てる。

イ お互いを認め合い、尊重し合える学年・学級経営を行う。

ウ わかる授業づくりに努め、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを推進する。

エ 発表の仕方や話の聞き方についての指導など、授業中の学習規律を徹底させる。

オ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。

カ 開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、関係機関との連携を図る。

④ 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め自分は大切な存在であるという自己肯定感を高める。
- イ 教師は、すべての生徒に対して、一人の人間として対等な関係であることを自覚し、生徒を傷つけたり他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方には細心の注意を払う。

⑤ 小中一貫教育での取組

- ア 合同行事等を通して積極的に交流する。
- イ 生徒会や児童会を中心とした取組を実施し、互いに協力する活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。

**(2) いじめの早期発見の取組**

- ① 教師は、日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握するとともに、生徒との信頼関係を深め、悩みや不安の相談ができる関係を築く。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に努める。
- ③ 必要に応じて「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を実施し、その分析を行う。
- ④ 生徒や保護者が校内で相談できる場所や教職員等について周知徹底を図る。
- ⑤ 生徒、保護者、地域等に対して、来所や電話等での相談窓口を周知する。
- ⑥ 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談等を通したいじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑧ 生徒指導委員会やいじめ防止等対策委員会・不登校対策委員会で生徒の課題を共有し、対策について協議し、実践する。

**(3) いじめに対する措置**

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その生徒の立場に立って、十分に話を聞いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ウ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② いじめの事実確認と報告

- ア いじめ防止等対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- イ 事実確認は一方的、一面的な解釈で対処しないことやプライバシーを守ることに注意する。
- ウ 事実確認の内容は、家庭訪問等により可能な限り迅速に保護者に伝える。
- エ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談して適切に対処する。

③ 関係生徒またはその保護者への支援

- ア いじめられた生徒やその保護者に寄り添い、支える体制をつくる。
- イ 必要に応じて、いじめた生徒に対する別室指導や出席停止の措置を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ウ いじめた生徒に対しても、教育的配慮のもとで指導を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア 臨時の学年集会や全校集会を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶すべきであるという態度を育てる。

- イ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
  - ウ いじめを止めることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
  - エ はやし立てる行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - オ いじめの解決は謝罪のみで終わらせることなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
  - カ 道徳の時間や特別活動等で、生徒の心に訴えかける指導を行う。
  - キ 必要に応じて保護者会を開き、家庭でできるいじめ防止策について理解を深める。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
- ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解と啓発に取り組む。
  - イ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局または地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
  - ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対しても、迅速に対応する。

#### (4) 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備する。

- ① 学期ごとに、アンケートをもとにした教育相談や「ブーメランレター」等の取組を全学年で実施する。
- ② アンケート等を実施しない月は、毎月末に「なごみんチェック」を実施し、いじめや生徒が抱える悩み等を把握して個別の教育相談を行う。
- ③ スクールカウンセラー等と相談がしやすいように、相談窓口を設置して啓発に努める。
- ④ 教師は、生徒や保護者が気軽に相談できるように、日頃からコミュニケーションを図り、よりよい人間関係を築いておく。

#### (5) 生徒が主体となる取組

生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 生徒会による「三加和中人権宣言」を朝の会や集会等で唱和する。
- ② 人権週間に、生徒会主催の人権集会を実施する。

#### (6) 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を実施し、教職員の資質及び指導力向上に努める必要がある。

- ① 以下の内容から必要とする研修を行う。
  - ア いじめ防止基本方針について
  - イ いじめの態様や特質、原因や背景について
  - ウ 指導上の注意点について
  - エ 本校における「心のアンケート」の結果分析、いじめの現状について
  - オ 本校のいじめ対応マニュアルについて
  - カ いじめ事案における関係機関との連携について
  - キ その他、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する内容について
- ② 年に1回以上、いじめ問題についての現状や具体的な指導上の留意点などについて研修を実施し、共通理解を深める。

## (7) 地域や家庭との連携

- ① 学校だよりや学校ホームページ等に、本校の「いじめ防止基本方針」を掲載して啓発を図るとともに、地域や家庭の意見を聞く機会とする。
- ② P T A総会や学年学級懇談会等で学校の実態を報告し、いじめ防止についての協力を求める。

## (8) 関係機関との連携

- ① いじめの相談があり、専門的な対応が必要なときは、児童相談所や教育相談室と連携してその解消を図る。
- ② いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、スクールサポーターや所轄警察署に相談してその解消を図る。

## (9) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等から、さらに長期にわたる期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または「学校いじめ対策組織」の判断によって、より長期の経過観察期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為によって心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- b 特に、諸事情により保護者と離れて生活している生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消についての判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全と安心を確保する責任がある。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の職員は、いじめの被害及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルについて整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町または学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### ② 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態が発生することの防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、町教育委員会からの必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を受けて、一体となって調査を実施する。

#### ③ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき、学校に必ず置くこととされている「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

ア 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

イ 調査のための組織に、必要に応じて専門家を加える。その際、公平性・中立性の確保に留意した組織編成とする。

ウ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

エ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等、適切な調査方法をとる。

オ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析・評価を行う。

カ 生徒本人や保護者等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

キ 調査を迅速かつ適正に進めるため、教育委員会から人的支援を受け、事務局機能の充実を図る。

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

##### ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問紙によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

##### イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等によって、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### ⑤ その他留意事項

重大事態については、町の積極的な支援を受ける必要がある。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に、必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施によって得られた結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立って、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

② 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。

## 7 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」について評価を実施し、今後の改善に生かす。
- (2) 学期ごとに、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。